

25水管第455号
平成25年5月29日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について
(諮問第231号)

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるふうらいかじきの採捕を、農林水産大臣が期間を定めて禁止することについて
(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第2関係)

1 現行制度の概要

かつお・まぐろ類については、混獲魚種を含め、大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下「ICCAT」という。）等の地域漁業管理機関にて、資源の保存管理に必要な管理措置を決め、締約国は義務的措置に関しては法令担保を行わなければならない、我が国では漁業関係法令により措置している。

管理措置のうち、水産動物の採捕の制限や禁止、操業区域・期間の制限や禁止については、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）第17条の規定による別表第2により、法令担保を行っている。

2 改正の概要

平成24年11月に開催されたICCAT年次会合において、大西洋のふうらいかじきについて国別水揚制限量を定める管理措置が採択され、締約国は当該措置を担保する必要がある。

このため、指定省令別表第2を改正し、大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業について、農林水産大臣が期間を定めて採捕を禁止する魚種としてふうらいかじきを追加する等所要の改正を行う。

3 施行日

平成25年8月1日

(参考1) ふうらいかじきの国別水揚制限量の管理方法について

- 1 平成24年11月に開催されたICCAT年次会合において、大西洋のふうらいかじきについて国別水揚制限量を定める管理措置が採択され、日本については、にしまかじきとあわせて年間35トンが割り当てられたところである。
- 2 このため、指定省令別表第2を改正し、農林水産大臣が期間を定めて、ふうらいかじきの採捕を禁止することができるように措置し、指定省令第28条の規定により各旬(10日)ごとに提出される漁獲成績報告書の漁獲実績を勘案しながら、必要に応じて、告示により採捕禁止期間を設けることとする。
- 3 採捕禁止期間については、直近の漁獲実績を勘案しながら、日本の割当量を超えると推定される時期から開始することとするが、行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく意見公募期間については通常30日以上とされているところ、30日以上の意見公募期間を設定すると、その間に、
 - ① 予想を超えてふうらいかじき及びにしまかじきが採捕される可能性もあり、国際的な保存管理措置を加盟国として遵守できないおそれが生じること
 - ② 予想を下回る場合、遠洋かつお・まぐろ漁業者に対して必要以上に操業の自由を侵すおそれがあることから、同法第40条第1項の規定を適用し、意見公募期間を短縮することとする。
なお、過去にも、水産資源の状況に応じた緊急の対応を行うため、意見公募期間を短縮した事例がある(別添)。

(別添)

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更（平成23年の漁獲可能量に係る数量の改定）案についての意見・情報の募集について

案の公示日 2011年09月02日

意見・情報受付開始日 2011年09月02日

意見・情報受付締切日 2011年09月19日

意見・情報受付期間が30日未満となる理由について

今回の案件は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）の規定※に基づき、農林水産大臣が、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の変更（23年漁期TACに係る数量の改定）を行うものです。

① すけとうだらの太平洋の海域、まいわし及びするめいかについては、(独)水産総合研究センターが行った資源の再評価結果に基づき、当初想定した資源量より増加がすることが見込まれております。

② すけとうだらのオホーツク海の海域については、ロシア水域とのまたがり資源であることから、最大の来遊状況に対応できるよう近年の最大漁獲量をTACとしております。しかしながら、当初の想定を上回る状況が見込まれることから、今回、漁獲可能量の改定を措置するものです。今回の変更は、直近8月末までの漁獲状況及びそれを用いた資源の再評価結果を踏まえて検討する必要があるため、これらの手続に時間を要したことから、9月2日からの意見募集開始となりました。

また、現在漁期中で操業が継続（すけとうだらを目的とした操業は自粛）されており、漁業経営の安定のために早急に改定後の数量の下での操業が可能となるための事務手続を行う必要があることから、今回の意見公募を早急に終了する必要があります。

以上の理由により、今回30日未満の意見提出期間となっているものです。

※ 法第3条第7項

「農林水産大臣は、特定海洋生物資源ごとの動向、特定海洋生物資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して、毎年少なくとも1回、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」

(参考2) 指定省令別表第2の規定順について

1 かつお・まぐろ漁業に係る指定省令別表第2の規定順については、次のとおり。

かつお・まぐろ漁業に係る指定省令別表第2の規定順

| 海域 | 順位 | 海域 | 期間制限 | 魚種サイズ | 魚種名 | 魚種名の順 |
|--------|----|----|------|-------|-----|------------------------|
| 中西部太平洋 | ① | 全体 | 無 | 無 | ※ | 国連海洋法条約附属書 I 高度回遊性の種の順 |
| | ② | 全体 | 無 | 有 | ※ | |
| | ③ | 全体 | 有 | 無 | ※ | |
| | ④ | 全体 | 有 | 有 | ※ | |
| | ⑤ | 部分 | 無 | 無 | ※ | |
| | ⑥ | 部分 | 無 | 有 | ※ | |
| | ⑦ | 部分 | 有 | 無 | ※ | |
| | ⑧ | 部分 | 有 | 有 | ※ | |
| 東部太平洋 | ① | 全体 | 無 | 無 | ※ | 国連海洋法条約附属書 I 高度回遊性の種の順 |
| | ② | 全体 | 無 | 有 | ※ | |
| | ③ | 全体 | 有 | 無 | ※ | |
| | ④ | 全体 | 有 | 有 | ※ | |
| | ⑤ | 部分 | 無 | 無 | ※ | |
| | ⑥ | 部分 | 無 | 有 | ※ | |
| | ⑦ | 部分 | 有 | 無 | ※ | |
| | ⑧ | 部分 | 有 | 有 | ※ | |
| インド洋 | ① | 全体 | 無 | 無 | ※ | 国連海洋法条約附属書 I 高度回遊性の種の順 |
| | ② | 全体 | 無 | 有 | ※ | |
| | ③ | 全体 | 有 | 無 | ※ | |
| | ④ | 全体 | 有 | 有 | ※ | |
| | ⑤ | 部分 | 無 | 無 | ※ | |
| | ⑥ | 部分 | 無 | 有 | ※ | |
| | ⑦ | 部分 | 有 | 無 | ※ | |
| | ⑧ | 部分 | 有 | 有 | ※ | |
| 大西洋 | ① | 全体 | 無 | 無 | ※ | 国連海洋法条約附属書 I 高度回遊性の種の順 |
| | ② | 全体 | 無 | 有 | ※ | |
| | ③ | 全体 | 有 | 無 | ※ | |
| | ④ | 全体 | 有 | 有 | ※ | |
| | ⑤ | 部分 | 無 | 無 | ※ | |
| | ⑥ | 部分 | 無 | 有 | ※ | |
| | ⑦ | 部分 | 有 | 無 | ※ | |
| | ⑧ | 部分 | 有 | 有 | ※ | |

※: 海域の規定順は本邦からの近さの順に規定(「洋」で分類すると太平洋(中西部太平洋、東部太平洋)、インド洋、大西洋)

- 2 大西洋のふうらいかじきの規定位置については、規定順位③（海域全体・期間制限有り、魚種サイズ無し）に当たり、同じ規定順位③に当たるものの中から、以下の国連海洋法条約付属書 I 高度回遊性の種の順により規定することとするが、にしまかじきとにしくろかじきの規定順に誤りがあったため、併せて改正することとする。

(参考) 海洋法に関する国際連合条約 付属書 I 高度回遊性の種

- 1 びんなが(トゥヌス・アラルンガ)
- 2 くろまぐろ(トゥヌス・テュヌス)
- 3 めばち(トゥヌス・オベス)
- 4 かつお(カツオヌス・ペラミス)
- 5 きはだ(トゥヌス・アルバカレス)
- 6 大西洋まぐろ(トゥヌス・アトランティクス)
- 7 すま(エウテュヌス・アルレテラトゥス及びエウテュヌス・アフィニス)
- 8 みなみまぐろ(トゥヌス・マコイイ)
- 9 そうだがつお(アウクスィス・タザルド及びアウクスィス・ロケイ)
- 10 しまがつお(しまがつお科)
- 11 まかじき(テトラプトウルス・アングスティロストリス (ふうらいかじき (追加))、テトラプトウルス・ベロネ、テトラプトウルス・プフルエグリ、テトラプトウルス・アルビドウス (にしまかじき (現行第19号))、テトラプトウルス・アウダクス、テトラプトウルス・ゲオルゲイ、マカイラ・マザラ、マカイラ・インディカ及びマカイラ・ニグリカンス (にしくろかじき (現行第18号)))
- 12 ばしょうかじき(イステイオフオルス・プラテュプテルス及びイステイオフオルス・アルピカンス)
- 13 めかじき(クスイフィアス・グラディウス)
- 14 さんま(スコンベレソクス・サウルス、コロラピス・サイラ、コロラピス・アドケトゥス及びスコンベレソクス・サウルス・スコンブロイデス)
- 15 しいら(コリュファイナ・ヒプルス及びコリュファイナ・エキセリス)
- 16 海洋性さめ(ヘクサンクス・グリセウス、ケトリヌス・マクスィムス、おながざめ科、リンコドン・ティプス、めじろざめ科、しゅもくざめ科及びあおざめ科)
- 17 くじら(まっこうくじら科、ながすくじら科、せみくじら科、こくくじら科、いっかく科、あかぼうくじら科及びまいるか科)

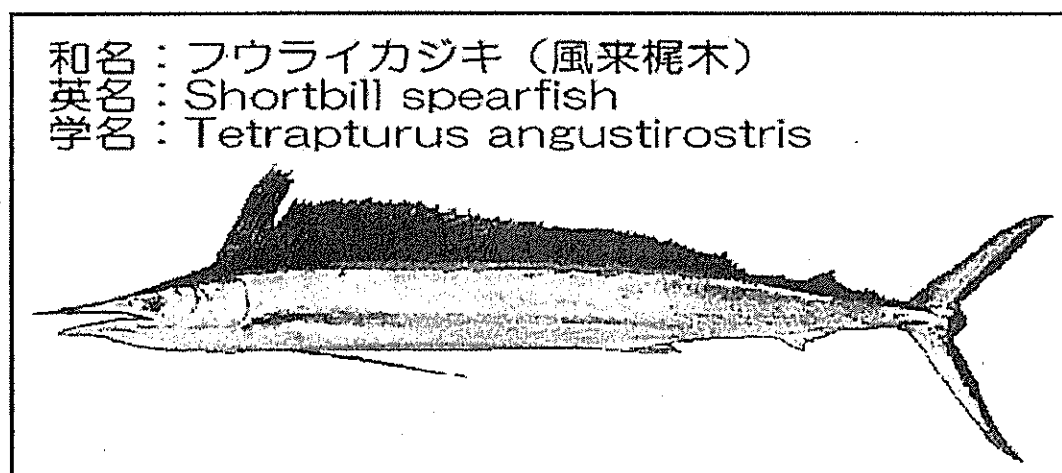
注：この付属書の一つの魚種名の中に複数の魚種が含まれている場合（例：「まかじき」）には標準和名の五十音順としている。

(参考3) ふうらいかじき (日本かつお・まぐろ漁業協同組合HPより抜粋)

フウライカジキは(風来梶木、英名Shortbill spearfish、学名Tetrapturus angustirostris)は、スズキ目-マカジキ科に分類されるカジキの仲間です。このカジキには、類似種が3種類ありますが、フウライカジキを含め4種類をまとめて「フウライカジキ」と呼んでいる場合もあります。

フウライカジキの名前の由来は、「着物を着た風来坊」のイメージからですが、このカジキの最も特徴的なのは、カジキ類でありながら、ほかのカジキ類のような長い吻を持たず、先を尖らせた鉛筆のような形の口先をしていることです。

フウライカジキは、その背ビレが、薄く織った模様入りの薄い布である「透綾(すきあや)」に似ていることから転じて「スギヤマ」とも呼ばれています。



フウライカジキは、太平洋、インド洋に広く分布し、大西洋には、類似種のクチナガフウライカジキが生息しています。ほかに、地中海に生息するチチュウカイフウライカジキや、北アメリカの大西洋岸で漁獲されるラウンドスケール・スピアフィッシュ(和名なし)があります。

日本では本州中部以南の暖流に面した海域に出現し、クロカジキと同様に沿岸には、あまり近寄らない性質があります。

フウライカジキは、大きく成長しても2メートルほどで、カジキ類としては小型です。また、カジキ類としては吻が短く、英名の「Shortbill spearfish(短い吻のカジキ)」はこれに由来します。背ビレは、前後に長く、また他のカジキ類よりも広がっています。

日本には、フウライカジキを専門にねらっている漁業はなく、マグロ延縄やトロリングで混獲されているカジキ類です。

日本では、刺身や寿司種に使われることは少ないのですが、焼き魚や煮付けのほか、魚肉の練り製品の原料に使われているそうです。

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年 月 日

農林水産大臣 林 芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。
別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第十二号中「第二十号」を「第二十一号」に、「第二十五号」を「第二十六号」に改め、同項第十八号を次のように改める。

十八 大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるふうらいかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項中第二十九号を第三十号とし、第二十四号から第二十八号までを一

号ずつ繰り下げ、同項第二十三号中「第二十六号」を「第二十七号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるにしくろかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

附 則

この省令は、平成二十五年八月一日から施行する。

○ 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を改正する省令案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）

| 改正案 | | 現行 | |
|----------------|--|---|-----------|
| 別表第二（第十七条関係） | | | |
| 指定漁業の名称 (略) | 制限又は禁止の措置 | 指定漁業の名称 (略) | 制限又は禁止の措置 |
| 遠洋かつお・まぐろ漁業 | <p>一〇 十一 (略)</p> <p>十二 大西洋の海域（地中海の海域を含む。次号から第二十一号まで及び第二十六号並びに別表第四において同じ。）における遠洋かつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。</p> <p>十三 十七 (略)</p> <p>十八 大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるふうらいかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p> <p>十九 (略)</p> <p>二十 大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるしくろかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p> | <p>一〇 十一 (略)</p> <p>十二 大西洋の海域（地中海の海域を含む。次号から第二十号まで及び第二十五号並びに別表第四において同じ。）における遠洋かつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。</p> <p>十三 十七 (略)</p> <p>十八 大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるしくろかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p> <p>十九 (略)</p> <p>十九 (新設)</p> | |

| | |
|-----|--|
| (略) | |
| (略) | <p>二十一～二十三 (略)</p> <p>二十四 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋の海域(次号から第二十七号までにおいて「西大西洋海域」という。)における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>二十五～三十 (略)</p> |
| (略) | |
| (略) | <p>二十～二十二 (略)</p> <p>二十三 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋の海域(次号から第二十六号までにおいて「西大西洋海域」という。)における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>二十四～二十九 (略)</p> |